

尼崎市立常陽中学校 部活動の活動方針

尼崎市立常陽中学校の部活動は、各顧問の指導の下、兵庫県教育委員会の「いきいき運動部活動」、「尼崎市立中学校部活動の方針」に則り、次のとおり活動する。

※尼崎市立中学校部活動の方針に基づく基本的な考え方

- (1) 学校の教育目標に基づき、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学習意欲の向上や責任感の醸成など、教育活動の一環として実施する。
- (2) プレーヤーズ・センタードの考え方に基づき、部活動の主役を生徒としてサポートしていく。そして、生徒への指導においては、体罰・暴言・ハラスメント等はいかなる理由があっても行わない。
- (3) スポーツ障害を起こさないように留意するとともに、学業との両立ができるバランスのよい生活がおくれるように実施する。また、教員が生徒と向き合う時間の確保等ができるよう、指導にかかる業務の適性化を図りながら計画的に実施する。

1. 設 置

- (1) 運動部（8クラブ）
陸上競技部、野球部、女子バレーボール部、男子バスケットボール部、女子バスケットボール部、サッカー部、女子バドミントン部、柔道部
- (2) 文化部（2クラブ）
吹奏楽部、手芸部
- (3) その他（個人登録等により出場する競技）
水泳、体操、テニスなど

2. 活 動

- (1) 活動時間
 - ① 1日の活動は、平日2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。なお、大会等の参加においては、大会要項等に沿ってこの限りではない。
 - ② 最終下校時間は、年間を通じ6時30分とする。
 - ③ 始業前の早朝練習の開始時刻は、7時30分とする。
 - ④ 合宿や強化練習等において終日練習を計画する場合は、事前に学校長の確認を得て実施するとともに、適切に休憩時間を取り入れ生徒の健康・安全を十分に配慮して実施する。
- (2) 休養日
 - ① 各部活動において週当たり2日以上休養日を設ける。
※平日1日、土・日曜日等の休業日に1日。
 - ② 土・日曜日等の休業日に大会等で活動する場合は、事前に学校長の確認を得て休養日を平日に振り替える。
 - ③ 試験期間（定期考査1週間前から定期考査最終日）中は、原則、活動休止期間とする。
 - ④ 学校閉鎖期間（8月11日～17日、12月29日～1月3日）は、原則、活動中止。
- (3) その他
 - ① 登校途中や準備等において大声や大音量で近隣に迷惑をかけないように注意する。
 - ② その他については、尼崎市立中学校長会申し合わせ事項による。

3. 留意事項

- (1) 部活動の指導には、原則、顧問が立ち会い、運営については複数の顧問であたる。
- (2) 常に活動場所の安全確認や熱中症予防等、生徒の健康・安全に注意を払う。
- (3) 各部は、年間計画、月間計画・報告を作成し一括して保管する。
- (4) 各部は、年度当初の保護者会以外にも適宜保護者会を開催し連携を図る。